

保育所等入所選考基準表（H29年度分）

項 目		細 目	指数	
就 労	①外勤 ※常勤・非常勤の呼称にかかわらず、その就労日数及び実働時間により細目を区分する。 (保育所開所時間) 午前7時～午後7時	1 月の就労日が20日以上で、週30時間かつ月150時間以上就労	20	
		2 月の就労日が16日以上で、週30時間かつ月120時間以上就労	18	
		3 月の就労時間が、64時間を超え月120時間に満たない就労	16	
		★内職従事者については、【自営】協力者の細目を適用する		
	②自営 (中心者)	【自営】 (自宅外自営、親族等が経営の自営を含む)	1 月の就労日が20日以上で、週30時間かつ月150時間以上就労	20
			2 月の就労日が16日以上で、週30時間かつ月120時間以上就労	18
			3 月の就労時間が、64時間を超え月120時間に満たない就労	16
			※就労日数及び実働時間により細目を区分する	
	③自営 (協力者)	※経営規模・業種・労働時間・労働密度・就労内容・収入実績等から見て、中心者と補助的な業務を行う協力者を区分する。	1 月の就労日が20日以上で、週30時間かつ月150時間以上就労	18
			2 月の就労日が16日以上で、週30時間かつ月120時間以上就労	16
			3 月の就労時間が、64時間を超え月120時間に満たない就労	14
			★親族が経営する法人に就労する場合、従業員が10人以上いるときは外勤として判定する	
	④妊娠・出産		1 出産予定日の約2か月前から出産後2か月程度までの間で、分娩・体質のため保育にあたることができない場合	20
⑤傷病・障害 (保護者自身)	1	(1)入院 (2)重度の心身障害 ・身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級を含む)の交付を受けている場合 (※ただし1級該当でもペースメーカーは除く) ・療育手帳のA判定の交付を受けている場合 ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている場合 等	20	
		(1)定期的に通院し、診断書等にて医師が「保育ができない」と判断している場合 (2)中程度以降の心身障害 ・身体障害者手帳3級以降の交付を受けている場合 (※1級・ペースメーカーを含む) ・療育手帳のB判定の交付を受けている場合 ・精神障害者保健福祉手帳2・3級の交付を受けている場合 等	17	
		3 定期的に通院し、診断書等にて医師が「保育が困難」と判断している場合	14	
		4 (1)定期的に通院し、診断書等にて医師が「保育が望ましい」と判断している場合 (2)定期的に通院し、診断書等に医師が「保育の必要性」について記載していない場合	12	
		1 (1)対象者が入院しており、付き添い看護が必要と診断書等で判断できる場合 (2)対象者が常時介護を要しており、重度の障害等を別途資料にて確認できる場合 ※程度の診断に際しては⑤-1に準ずる手帳等の提出をもって判断する (3)対象者が常時介護を要しており、介護認定で「要介護」の認定を受けている	18	
⑥看護・介護 (同居親族に限る)	2	(1)対象者が週4日以上頻度で通院しており、付き添いが必要な旨医師の診断書等で判断できる場合 (2)対象者が常時介護を要しており、中程度以降の障害等を別途資料にて確認できる ※程度の診断に際しては⑤-2に準ずる手帳等の提出をもって判断する (3)対象者が常時介護を要しており、介護認定で「要支援」の認定を受けている	16	
		3 (1)対象者が週4日未満頻度で通院しており、付き添いが必要な旨医師の診断書等で判断できる場合 (2)対象者が介護を要している申請あるも、介護認定で「自立」の認定を受けている	14	

保育所等入所選考基準表（H29年度分）

項 目	細 目	指数
⑦災害復旧	1 震災・風水害・火災その他の災害により、災害復旧にあたっていると判断できる場合	20
⑧求職活動中	1 求職活動に努めている場合 (営業のメドが立っていない開業準備を含む)	10
⑨就学	1 卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合で、その程度が月150時間以上の場合	20
	2 卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合で、その程度が月120時間以上の場合	18
	3 卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合で、その程度が月64時間を超え月120時間に満たない場合	16
⑩虐待・DV避難等	1 児童相談所等からの意見書等が提出された場合	必要に応じて対応
⑪その他市長が認める	1 特別支援保育に該当する児童等、別途配慮が必要な場合 ※必要量の判定は状況により判断する	必要に応じて対応

○世帯状況等による調整点（複数選択可）

兄弟姉妹同時申し込み	+1	
ひとり親家庭	+2	
生活保護世帯(受給・申請)	+1	
単身赴任世帯(離婚前別居含)	+1	
在園児有(兄弟姉妹が利用する同一施設への入所)	+2	
認可外保育施設に通所	+1	
就労予定	-2	
里帰り出産からの復帰(旧在籍園)	+3	
生計の中心者の失業・死亡	+1	
正当な理由なく入所内定後に辞退	-2	
養育している子どもの人数が3人以上いる世帯	+1	
育児休業明け	+3	
保護者が市内認可保育施設に保育士として勤務	+7	
泉町・保育ママ(連携園なし)の前年度卒園者の転園(4月のみ)	+3	
受託(広域利用者)	-3	
保育料滞納	-3	
育児休業明け待機→育児休業を延長せずに復職	+2	
転園(4月のみ)	転居に伴う場合	+2
	転勤・転職に伴う場合	+2
	兄弟児が別々の保育施設に入所中	+2

○同点となった場合の優先調整事項（複数選択可）

障がい者のいる世帯(資料提出あり)
祖父母が同一市内に居住していない
引き続き半年を超えて待機している
一時預かりを利用している
(育児休業明け審査)復職時期が月の前半
(求職活動)状況申告書の提出があるもの
育児休業明け審査で待機となったもの
その他市長が認める事由